

# 電子納品の対象拡大(工事関係書類の電子化)について

## ■ 電子納品の対象拡大の目的

現在、本市では建設工事関係書類の収納スペースや紙の使用量の削減による省資源化の観点から、工事写真帳の電子納品を試行実施しています。令和6年4月から建設業における時間外労働の上限規制の施行を受け、施工業者の事務効率向上を目的に電子納品の対象を拡大します。

## ■ 電子化対象工事

電子化の対象工事は、土木・建築・上下水道のすべての建設工事とします。

なお、請負金額が300万円未満の工事についても同様の扱いとします。

## ■ 電子化対象書類

電子化の対象とする書類は、原則、押印を必要とする契約書を除くすべての書類とします。

ただし、上水道工事における工事写真、建築工事における契約図面及び竣工図面については、この限りではありません。

## ■ 納品方法及び仕様

本概要、「小牧市デジタル写真管理試行基準」及び「小牧市電子納品協議チェックシート」によります。

なお、「小牧市電子納品チェックリスト」は廃止します。

## ■ 電子データのやり取り

電子化したデータのやり取りは、電子メール等を利用します。ただし、電子メール等に添付できない大容量のファイルや、原本提出が必要な証明書類や、個人情報などの機密性の高い書類等については、紙媒体によることとします。

電子化の目的を踏まえて、ファイルを分割したり、機密性の高い部分を秘匿化により分離したりするなどして、紙媒体によるやり取りを最小限に抑えるよう努めること。

なお、機密性の高い書類に該当するかどうかは、監督職員との協議に

より定めることとします。

### ■ 電子データのファイル形式

電子化する書類のファイル形式は、以下のとおりとします。ただし、別途監督職員の指示がある場合は、この限りではありません。

1. 書面（工事打合簿を含む）及び図面データは、改ざん防止のため PDF に変換したものとします。
2. 写真については、小牧市デジタル写真管理試行基準に基づくものとし、写真帳等に貼付けた場合は PDF に変換したデータとします。
3. 添付ファイルは、データの形式（PDF、JPEG）ごとにファイルにまとめて送信すること（ただしデータの容量等により分割することは可とします。）。

### ■ 工事完了時の提出物

工事完了における受注者の電子データの取扱いは以下のとおりとします。

1. 提出した電子データについては、工事完了書類として提出します。
2. 提出したデータは、工種別ごとに整理して、CD-R または DVD-R に格納します。
3. 工事写真については、小牧市デジタル写真管理試行基準に基づくものとします。

### ■ セキュリティ対策

書類作成等を行うパソコン等の機器については、常に最新のセキュリティ対策を講じること。

1. 使用するパソコン等機器の定期的な（週 1 回以上）ウイルスチェックを実施すること。
2. 外部から受け取った媒体は、ウイルスチェックを必ず行うこと。
3. パソコンにインストールされている各種ソフトウェアのセキュリティ対策を講じること。
4. ウイルス定義データの更新を定期的に行い、常に最新の定義データを用いること。